

生活

メジロの愛玩飼養には許可が必要です

鳴き声を楽しむために国内の野鳥を飼う「愛玩飼養」には、許可が必要です。知事の許可を受けて野鳥を捕獲したうえで、田原市長が発行する「鳥獣飼養登録票」の交付を受ける必要があります。（登録を受けるのと、野鳥には足環が着けられます）

愛玩飼養目的の捕獲許可を受けることができる野鳥は、現在、メジロに限られています。また飼うことができるメジロは、1世帯につき1羽と決められています。希望される方は、東三河県民事務所環境保全課にお問い合わせください。

▼東三河県民事務所環境保全課

☎(0532)54局5111

FAX(0532)56局5188

▼環境衛生課

☎23局3541 FAX23局0180

田原市交通安全推進協議会が表彰されました

市民の皆さんにご協力いただいている街頭指導などの交通安全活動の実績が認められ、このほど田原市交通安全推進協議会が表彰されました。同協議会は1月に愛知県交通安全推進協議会会長から「表彰状」を、愛知県警察本部長から「感謝状」を贈られました。改めて皆さんのご協力にお礼を申し上げますとともに、引き続き交通安全活動にご尽力いただきますようお願いいたします。

▼市民協働課

☎23局3504 FAX23局0180

田原市長選挙

投票日：4月24日（日）
（告示日：4月17日（日））

【日程】

●選挙運動・立候補事務手続き説明会

日時▶3月22日（火）
午後2時～

場所▶田原市役所301会議室

●立候補届出書類事前審査

日時▶4月13日（土）
午前9時～午後4時

場所▶田原市役所301会議室

●立候補受付

日時▶4月17日（日）
午前8時30分～午後5時

場所▶田原市役所301会議室

《愛知県議会議員一般選挙》

投票日：4月10日（日）

告示日：4月1日（金）

▶田原市選挙管理委員会
（総務課内）

☎23局3506

「空き家・空き地」の物件を募集します

田原市では、「**空き家・空き地バンク制度**」により、「**空き家・空き地**」を所有する方と、その利活用を希望する方の橋渡しを行い、市内への定住促進や活性化を目指しています。今回は、利活用を図りたい「**空き家・空き地**」を所有する方へ物件の募集を行います。資産の有効活用のため、ぜひ本制度への登録申込みをお願いします。

募集物件

【**空き家**】現在居住していない居住可能な市内の専用住宅（改修などで居住可能となる物件を含む）

【**空き地**】現在使用していない市内の宅地（残存物件の除去などにより住宅が建設可能な物件を含む）

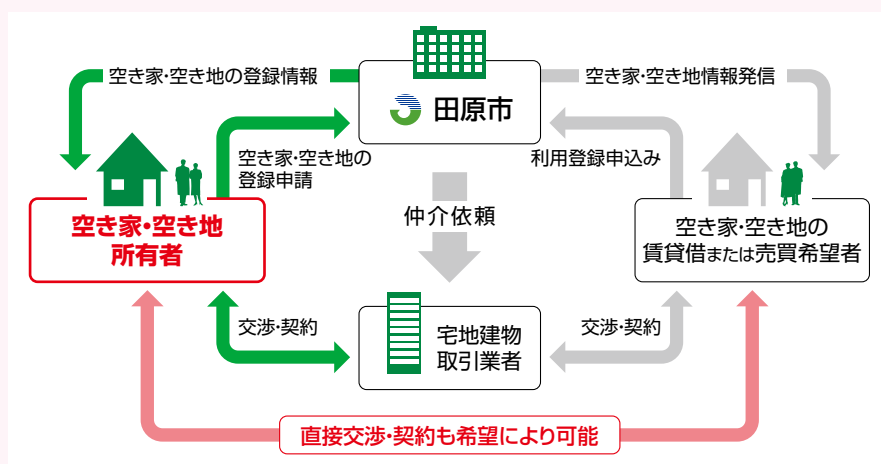
申込み

【**対象者**】当該物件の売買・賃貸を行う権利のある方（法定代理人・相続人などを含む）

【**申込み方法**】直接お申し出ください。詳しくはお問い合わせください。

▶建築課 ☎23局3527 FAX22局3811

✉kentiku@city.tahara.aichi.jp HP <http://tahara.akiya-bank.idct.org/>



登録する空き家を対象として、改修費用の補助金があります。補助額は、改修費用の2分の1の範囲内で30万円が限度です。

